横浜市記者発表資料



令 和 4 年 5 月 1 9 日 環境創造局南部公園緑地事務所 環境創造局公園緑地管理課

~//マの風浴びて、健康づくり~

都心臨海部の公園での健康づくり(公募型行為許可事業)を本格実施します!

公園はいつでも誰もが自由に利用できるオープンスペースであることを鑑み、公募型行為許可制度(※)を活用することで、当該行為(イベント等)の参加者、他の公園利用者、周辺地域及び本市にメリットを生み出すことを目指すため、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等の公募・実施に試行的に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの試行を踏まえ、本制度を適用し公募型行為許可事業として、「都心臨海部の公園での健康づくり」を実施する事業者を広く募ります。

※公募型行為許可制度とは、公益性を確保することを条件に、公園で民間事業者等の方々が、 自ら主催し、そのアイデアを活用したイベント等を行うことができるようにする制度です。





<実施概要>

- 1 対象となる実施内容(行為) 身体の柔軟性を高めるヨガ等、健康づくりに資することを目的とした運動
- 2 対象公園(実施場所)
 - 山下公園 (芝生広場)
 - ・大通り公園 (石のステージ)
- 3 実施期間

通年可能

4 実施主体

実施内容の開催実績を有する市内事業者(※法人に限ります)

- 5 徴収する公園使用料
 - 1日につき 3,900円
- 6 主な実施条件
 - ・事業実施とともに、公園の魅力アップに資する取組を行うこと。
 - ・事業実施とともに、公園周辺地域の魅力や賑わいの向上に資する取組行うこと。

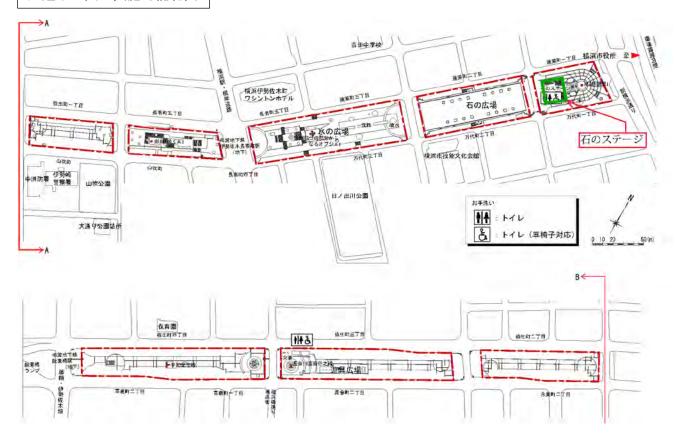
~申請を検討する事業者様へ~

条件・応募方法等の詳細は、下記URLをご確認ください。ご応募お待ちしています!

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/kenkou-koubo.html



大通り公園:実施可能範囲



実施可能範囲・・・・・

お問合せ先

(事業者公募に関すること)

環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長 本橋 健二 Tel 045-671-3793 (公募型行為許可制度に関すること)

環境 創造 局公園 緑地管理課担当課長 安形 和倫 Tel 045-671-3866